

2回目の加盟国協議に諮られているISPM案

車両、機械及び装置の国際移動 (2006-029)

本基準に関する基本情報

取り巻く状況

- 車両、機械及び装置(特に中古のもの)は頻繁に国際的に取引されているが、その利用や保管方法により病害虫や規制対象品(土壌、植物残渣、種子等)により汚染される場合がある
- これらの移動や保管に関連する病害虫のリスク及び求められる植物検疫措置について具体的な指針が必要

基準策定の目的

- 車両、機械及び装置の国際間移動に伴うリスクを特定、分類し、これらのリスクを減らすための植物検疫措置についてガイダンスを提供

本基準の概要

- 車両、機械及び装置に適用される植物検疫措置及び手続き(洗浄、処理、汚染防止措置及び証明手続等)の要件

これまでの経緯

- 2006年 4月 IPPC総会(CPM 1)がISPMの策定を決定
- 2009年 5月 基準委員会が仕様書を承認
- 2014年 5月 基準委員会が加盟国協議案を承認
- 2014年 7月 1回目加盟国協議
- 2016年 5月 基準委員会が修正、加盟国協議の実施を承認
- 2016年 7月 2回目加盟国協議

本基準に関する基本情報

基準案の構成

- 1 有害動植物のリスク
- 2 植物検疫措置及び植物検疫手続き
 - (1) 清掃及び処理
 - (2) 再汚染防止措置
 - (3) 処理施設及び廃棄物処分の要件
 - (4) 証明手続

3 不適合及び植物検疫上の行動

付録1 車両、機械及び装置を汚染する可能性がある有害動植物の例

付録2 リスクの高い順に示した車両、機械及び装置の例と可能性のある植物検疫措置及び証明手続の例

付録3 軍用車両、機械及び装置の国際移動に関するガイドライン

要件1 有害動植物のリスク

中古車両、機械及び装置に関連する主なリスク
→ 土壌、有害動植物、植物の破片、種子による汚染
(新品についても保管中等に汚染される可能性がある)

リスク分類の要素

- タイプ(機器の複雑さ)
- 原産地及び以前の使用(農場・森林で使用、有機物の運搬に使用)
- 保管(屋外、植生のそばで保管)
- 使用される場所及び用途(有害動植物が定着する可能性)

要件2 植物検疫措置及び手続

- **洗浄及び処理**
残渣除去、蒸気洗浄等
- **汚染防止**
土壌との接触防止等
- **処理施設及び廃棄物に対する要求**
土壌との接触防止、洗浄水の処分等
- **証明手続**
検査又は洗浄されたことを証明する文書の要件等

要件3 不適合及び植物検疫行動

不適合

不適合が発生した場合、輸入国は、ISPM 20「植物防疫輸入規制制度のための指針」に述べられた植物検疫行動(留め置き、処理、破壊、積み戻し等)をとることが可能。

植物検疫行動の例

洗浄や処理のために車両等を移動する必要がある場合には、植物防疫機関は、適切に汚染の封じ込め措置がとられることを確保すること。

付録1 車両、機械及び装置を汚染する可能性のある有害動植物の例

有害動物

マイマイガ、ヒメシロモンドクガ、クサギカメムシ、アフリカマイマイ、シストセンチュウ (*Globodera* spp.)、イエシロアリ、ヒアリ

有害植物

テンサイそう根病、ジャガイモ輪腐病、Sudden oak death (*Phytophthora ramorum*)、Karnal bunt (*Tilletia indica*)、Fusarium wilt (*Fusarium oxysporum*)、fusariosis of pineapple (*Fusarium guttiforme*)

雑草

オオバノボタン、ヒマワリヒヨドリ、セイバンモロコシ

付録2 リスクの高い順に示した車両、機械及び装置と植物検疫措置及び証明手続の例

リスクが高い

農業、林業及び園芸用

土木用

軍事用

廃棄物処理用

深部採掘用

工業用

中古自動車、バイク

車両に取り付けられていないタイヤ

新品

リスクが低い

車両、機械及び装置の国際移動

付録2 リスクの高い順に示した車両、機械及び装置と植物検疫措置及び証明手続の例

| 車両、機械及び装置の例 | 汚染の例 | 植物検疫措置の例 | 証明手続の例 |
|-------------------|-------------------------|----------------------------|------------------------------|
| 農業、林業及び園芸用 | 土壌、病害虫、植物残渣及び種子 | 貯水タンク排水、圧力・蒸気洗浄等 | 清浄性の申告、処理証明、検査、植物検疫証明、認証及び査察 |
| 土木用 | 主に土壌、このほかに病害虫、植物残渣、種子 | 貯水タンク排水、圧力・蒸気洗浄等 | 清浄性の申告、処理証明、検査、植物検疫証明、認証及び査察 |
| 軍事用 | 土壌、病害虫、植物残渣、種子 | 貯水タンク排水、残渣除去、圧力・蒸気洗浄等 | 付録3を参照 |
| 廃棄物処理用 | 主に有機性廃棄物、土壌、病害虫、植物残渣を含む | 貯水タンク排水、圧力・蒸気洗浄等 | 清浄性の申告、処理証明、検査、植物検疫証明、認証及び査察 |
| 深部採掘用 | 主に土壌及び病害虫 | 貯水タンク排水、圧力・蒸気洗浄等 | 清浄性の申告、検査 |
| 工業用(クレーン、フォークリフト) | 主に土壌 | 貯水タンク排水、圧力・蒸気洗浄等 | 清浄性の申告、処理証明、検査 |
| 中古自動車、バイク | 土壌、病害虫、植物残渣及び種子 | 貯水タンク排水、圧力・蒸気洗浄、清掃、吸引、くん蒸等 | 清浄性の申告、処理証明、検査 |
| 車両に取り付けられていないタイヤ | 主にヒトの健康に影響する蚊、その他病害虫 | 圧力・蒸気洗浄、くん蒸等 | 清浄性の申告、処理証明、検査 |
| 新品 | 土壌、病害虫、植物残渣及び種子 | 貯水タンク排水、圧力・蒸気洗浄、清掃、吸引、くん蒸等 | 検査 |

付録3 軍用車両、機械及び装置の国際移動に関するガイドライン

背景

民間の車両、機械及び装置に適用されるリスク管理措置は、軍用に適用することができない場合がある。

目的

軍用車両、機械及び装置の国際的な移動の前に、土壌、有害動植物、植物残渣及び種子に汚染されていないこと。

ガイダンス

- 軍事当局は、車両、機械及び装置が自国の植物防疫機関が定める要件にしたがって洗浄されることを確保。
- 軍事当局は自国及び配置先の植物防疫機関と連携することが推奨される。

1回目加盟国協議以降の主な変更点

| 変更箇所 | 変更内容 |
|------|--|
| タイトル | 「 中古 車両、機械及び装置の国際移動」 |
| 範囲 | 中古車両、機械及び装置に加え、新品の車両、機械及び装置も対象となった。新品については、付録2で最もリスクの低い区分に分類されているものの、基準案の本文中においては、中古と同様に植物検疫措置及び検疫手続を適用し得る、とされた。 |
| 要件 | 新品の車両、機械及び装置については、病虫害検出の根拠に基づき、輸入国の植物検疫当局は、輸出国における汚染防止のための植物検疫措置又は植物検疫手続きを求めることができる、とされた。 |

1回目加盟国協議時に提出した主なコメント

- ①荷口の清浄性を証明する文書の要件は、**必要に応じて輸出国の植物検疫当局と協議の上**、特定の病害虫リスクに関連して輸入国の植物検疫当局により決定されること。
- ②輸出国の植物検疫当局は中古車両、機械及び装置の**清掃及び処理施設検査及び証明システム**を認可することができる。

コメント反映状況

- ①荷口が**検査を受けたこと又は清浄であることを証明する文書の要件は**、輸入国の植物検疫当局により決定されること。**また、特定の病害虫のリスクにふさわしいものであり、求められる植物検疫措置に対し適切であること。**
- ②輸出国の植物検疫当局は**中古車両、機械及び装置の清掃及び処理を行う団体**を認可することができる。